

(3) 児童虐待関係について

日高市児童福祉審議会

平成28年3月2日(水)



日子福発第 568 号
平成28年2月15日

各関係機関の長 様

日高市福祉事務所長

児童虐待が疑われる場合の情報連携の強化について（依頼）

日頃、市の児童福祉行政に多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび県内でおきました3歳女児の死亡事件を受けて、情報等の共有の徹底について、別添のとおり埼玉県から依頼がありました。

つきましては、下記の事項にご留意の上、貴機関の関係職員にも周知いただくとともに機関相互の、より一層の連携にご協力くださるようお願い申し上げます。

記

1 速やかな児童虐待通告における留意点

虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないと、児童虐待の防止等に関する法律に定められています。

児童虐待通告においては、

- 児童虐待の事実が必ずしも明らかでなくても通告が必要です。結果として誤りであったとしても刑事上、民事上の責任を問われることはないものとされています。
- 通告者を特定する情報や秘密は守られます。
- 居住実態が把握できない児童を発見した場合も通告が必要です。

児童虐待通告は速やかに行い、保護者等との関係が悪くなることを懸念して通告をためらうことがあってはなりません。児童虐待を危機管理の視点でとらえることが重要です。

2 児童虐待対応における連携

市や児童相談所に虐待通告があった場合は、児童の安全確認及び状況把握を行うため、所属している学校、幼稚園、保育所等に情報提供を依頼することがあります。出欠席や身体状況、きょうだいや保護者の様子など、情報提供にご協力をお願いします。

また、児童虐待通告後は、子ども福祉課や児童相談所が、発見した機関と連携して保護者等への支援を図る必要があります。通告は支援の始まりであるにご理解ください。

担 当 日高市役所子ども福祉課
子ども福祉担当 平井・市川
住 所 日高市大字南平沢 1020 番地
電 話 042-989-2111 (内線 1165)

児童虐待通告時における、市の連絡体制

(虐待及び虐待疑いがある場合)

相談・通告

通常時

緊急時

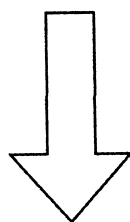
日高市役所
子ども福祉課
(福祉事務所)
※1
042
(989)2111

川越児童相談所
※2
049
(223)4152

児童相談所
全国共通
ダイヤル ※3
189
(いちはやく)

休日夜間
児童虐待通報
ダイヤル ※4
048
(779)1154

飯能警察署
042
(972)0110
もしくは
110番



対応・支援へ

- ※1 平日夜間、休日でも、虐待の通告である旨を伝えれば、担当と連絡が取れる体制になっています。
- ※2 平日の8時30分～18時15分までです。
- ※3 近くの児童相談所につながります。
- ※4 平日は18時15分～翌日8時30分までです。
土・日、祝日、年末年始は24時間対応しています。



こども 第 948 号
平成28年1月15日

各市町村児童虐待対応担当課長 様
(さいたま市を除く)

埼玉県福祉部こども安全課長
(公印省略)

児童虐待が疑われる情報等の共有の徹底について (依頼)

本県における児童虐待防止対策の推進につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、本県内におきまして3歳女児が死亡するという児童虐待が疑われる深刻な事件が発生しました。

事件の詳細については、現在、警察による捜査が進められているところですが、今回のような事案を未然に防止するためには、関係機関が早い段階から情報を共有し、連携して必要な支援を行うことが重要です。

各市町村には、要保護児童等に対する適切な支援を図るために、必要な情報交換を行うとともに、その支援内容に関する協議を行う機関として要保護児童対策地域協議会が設置されています。

貴職におかれましては、要保護児童に対して適切な支援を行うことができるよう、情報共有の徹底について改めて関係機関へ周知されるとともに、要保護児童対策地域協議会のより一層の活用を図られるようお願いいたします。

担当 総務・児童相談担当 南、飯田
電話 048-830-3335

皆さんの連絡・相談が子どもを守ります



問合せ 子ども福祉課子ども福祉担当（1階④番窓口）

子どもへの虐待は、特別な人に限って起きる問題ではありません。
虐待の理由は、さまざまで、子育ての悩みや不安から始まることも少なくありません。
虐待が疑われる家庭、子育てに悩む保護者を見かけたら、ご連絡をお願いします。
皆さんの連絡・相談が子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援する一歩になります。

「虐待」ってどんなこと？

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、
激しく揺さぶる、やけどを負わせる、
溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、
子どもに性的行為を見せる、
ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

重い病気になっても病院に連れて行かない、
ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、
家に閉じ込める、食事を与えない など

心理的虐待

言葉で脅す、無視する、
きょうだい間で差別的扱いをする、
子どもの前で家族に暴力をふるう など

連絡は匿名でもできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

「虐待かも？」と思ったら、すぐにお電話ください。

虐待の相談電話 児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189（いちはやく）

出産や子育てに悩んだら……私たちにご相談ください

家庭児童相談員です。



私たち家庭児童相談員は、お子さんのことで心配なことや困っていることについて、電話や面談で相談を受け付けています。
それぞれの家族の皆さんにとって、心地よい家庭環境を作っていくお手伝いをしています。

どんな相談が多いの？

生活習慣、性格、養育、学校生活、非行など、相談内容はさまざまです。
どんなささいなことでもかまいません。

自分が相談したことが、
ほかの人に知られたくないのですが…。

秘密は厳守します。匿名でもかまいません。

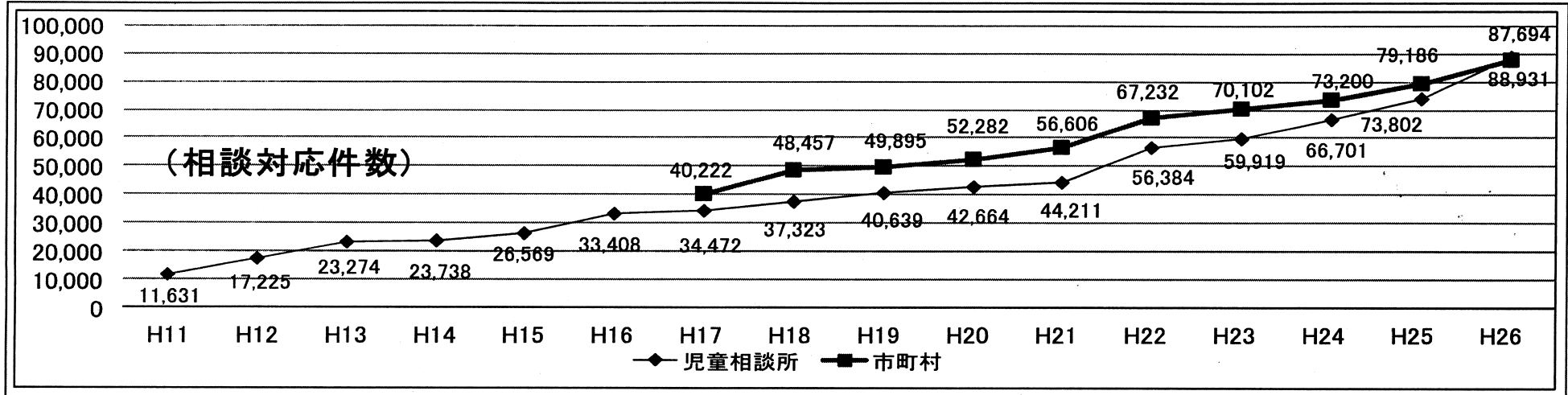
「思い切って相談してよかった」と肩の荷をおろしてもらえるように、
子育てについていっしょに考えます。

※相談専用電話など、詳しくは本紙24ページをご覧ください。

【児童虐待の現状】

◎児童虐待相談対応件数について

- 平成26年度の全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は88,931件。
- 統計開始(平成2年度)以降、毎年増加。平成11年度(児童虐待防止法施行前)の7.6倍。



◎児童虐待による死亡事例及び児童数の推移について

- 依然として死亡事例が発生(平成25年度心中以外 36例・36人)

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告			第11次報告		
	(H15.7.1~ H15.12.31)			(H16.1.1~ H16.12.31)			(H17.1.1~ H17.12.31)			(H18.1.1~ H18.12.31)			(H19.1.1~ H20.3.31)			(H20.4.1~ H21.3.31)			(H21.4.1~ H22.3.31)			(H22.4.1~ H23.3.31)			(H23.4.1~ H24.3.31)			(H24.4.1~ H25.3.31)			(H25.4.1~ H26.3.31)		
	(6カ月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年3か月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)					
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

平成 2 5 年度児童虐待相談受付件数

(福祉行政報告例より抜粋)

1 児童相談種類別対応件数

養護相談(児童虐待相談)	37
養護相談(その他の相談)	14
保健相談	1
障がい相談(言語発達、自閉症等の相談)	32
非行相談	0
育成相談(性格行動、育児しつけ等の相談)	30
その他の相談	5
計	119

2 市町村における養護相談の理由別対応件数 (被虐待者の年齢・相談種別)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	計
0 ~ 3 歳 未 満	4	0	4	4	12
3 ~ 学 齡 前 児 童	1	0	3	3	7
小 学 生	6	0	5	2	13
中 学 生	1	0	2	1	4
高 校 生 ・ そ の 他	0	0	0	1	1
計	12	0	14	11	37

平成 2 6 年度児童虐待相談受付件数

(福祉行政報告例より抜粋)

1 児童相談種類別対応件数

養護相談(児童虐待相談)	30
養護相談(その他の相談)	27
保健相談	0
障がい相談(言語発達、自閉症等の相談)	9
非行相談	0
育成相談(性格行動、育児しつけ等の相談)	25
その他の相談	2
計	93

2 市町村における養護相談の理由別対応件数 (被虐待者の年齢・相談種別)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	計
0 ~ 3 歳 未 満	3	0	1	5	9
3 ~ 学 齡 前 児 童	7	0	0	4	11
小 学 生	1	0	2	3	6
中 学 生	2	0	0	0	2
高 校 生 ・ そ の 他	2	0	0	0	2
計	15	0	3	12	30